《 事務所ニュース 2018年4月号》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ケ谷 1-7-8-101 TEL / FAX 04-7103-8252 URL: http://kashiwa-iwasaki-sr.com

E-mail: info@kashiwa-iwasaki-sr.com

雇用保険手続きにマイナンバーが必要に! (平成30年5月~)

現在も雇用保険手続の際には、マイナンバーを記載する ことになっておりますが、平成30年5月からは、必ず マイナンバーの届出が必要になり、記載がない場合には 補正のため返戻する場合があります。

マイナンバーの記載が必要な届出等は以下のとおりです。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付支給申請
- ④ 育児休業給付支給申請
- ⑤ 介護休業給付支給申請
- ①②⑤の届出等の際には、届出等にマイナンバーの記載 をお願いします。
- ③④の高年齢継続給付、育児休業給付の初回申請時には 申請書にマイナンバーの記載をお願いします。平成28 年1月以降に初回申請を行った際にマイナンバーの届出 を行っていない場合は、2回目以降の申請時等の機会を 捉え、個人番号登録・変更届をあわせてお持ちください。

雇用保険手続きに関するお願い!! (ハローワークより)

毎年4月は、新入社員の取得や年度末の退職による喪失 手続きが多くなる時期となります。そこで、ハローワー クでは、失業給付にかかる「離職票」の発行手続きを最 優先として行いますので資格取得届等の処理に時間がか かる場合があります。資格取得届は、可能な限り最繁忙 期の4月上旬~中旬を避けてくださいますようお願いし ます。

● 以下のような場合は、特に時間を要します。 雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処 理が終了していない場合や、前事業所の資格喪失日と再 就職先事業所の資格取得日が重複している場合(※2) などには、資格取得届の処理を行うことができないので、 処理に時間を要します。

(※2) 前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格 取得日が重複している場合は、原則として資格喪失日を 基準に処理を進めさせていただきます。(これは雇用保険 手続固有の処理であって事業所の雇用関係に影響を及ぼ すものではありません)

被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時 間を要すことになります。

障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加 (平成30年4月~)

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、 これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わ り、あわせて法定雇用率も変わります。

法定雇用率 平成30年4月1日以降は、

民間企業 2.0% ⇒ 2.2%

国、地方公共団体等 2.3% ⇒ 2.5%

都道府県等の教育委員会 2.2% ⇒ 2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲 が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。 精神障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間 が20時間以上30時間未満である方)の算定方法が変 わります。精神障害者である短時間労働者であって、雇 入れから3年以内の方又は精神障害者保健福祉手帳取得 から3年以内の方かつ、平成35年3月31日までに、 雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方 雇用率算定方法 対象者1人につき0.5 →1 ※上記の条件を満たしていても対象にならない場合もあ ります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行 給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築 個別年金相談(老輪・障害・遺族) 各種助成金の紹介、書類作成、提出代行